議第64号

権利放棄につき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

平成26年２月18日

滋賀県知事　　嘉　　田　　由 紀 子

権利放棄につき議決を求めることについて

指定管理者の指定の取消しに伴い生じた管理料返還金等に係る請求権を放棄することにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第１項第10号の規定に基づき、議決を求める。

１　納 入 義 務 者　　滋賀県東近江市五個荘竜田町 377 番地
有限会社小杉農園
取締役　小　杉　長　男

２　金　　額　　1,632,264 円

（参　考）

平成20年度滋賀県立近江米普及啓発施設の施設管理における指定管理者の指定の取消しに伴い生じた管理料返還金等

内訳	管理料返還金	986,301 円
	電話料金立替分	40,849 円
	共用部分管理費立替分	605,114 円